

仙台市入札等監視委員会設置要綱

(平成 13 年 12 月 26 日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の入札及び契約の手続の適正化を図るとともに、その透明性及び競争性の向上に資するため、仙台市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市（水道局、交通局、ガス局又は市立病院（以下「公営企業」という。）を含む。以下同じ。）が発注した工事に係る入札及び契約の手続の運用状況に関する報告を受けること
- (2) 本市が発注した予定価格 1,000 万円以上の工事で委員会が別に定める方法により抽出したものに関し、一般競争入札により契約を締結した場合においては仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 2 条、仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程 17 号）第 2 条、仙台市交通局契約規程（昭和 39 年仙台市交通局規程 23 号）第 2 条、仙台市ガス局契約規程（昭和 39 年仙台市ガス局規程 8 号）第 2 条又は仙台市市立病院規程（平成元年仙台市市立病院規程 20 号）第 2 条に規定する入札の参加者の資格要件の設定の経緯について、指名競争入札により契約を締結した場合においては同規則第 15 条、仙台市水道局契約規程第 11 条、仙台市交通局契約規程第 11 条、仙台市ガス局契約規程第 11 条又は仙台市市立病院規程第 15 条の規定による入札の参加者の指名の経緯について、随意契約により契約を締結した場合においては契約の相手方の選定の経緯についてそれぞれ審議を行うこと
- (3) 本市が発注した工事に係る入札及び契約の制度の改善に関し審議を行うこと
- (4) 前 2 号に掲げる事項に関し、不適切な点又は改善すべき点について市長又は公営企業の管理者に対し意見を述べること
- (5) 本市が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する国際約束の適用を受けるものに関する供給者からの苦情について、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）に基づく検討等を行うこと
- (6) 前号の検討を行った調達の契約締結機関に対し、その是正措置に関する提案を行うこと
- (7) その他入札及び契約の手続に関し必要と認められる事項

(組織及び委員の資格)

第3条 委員会は、委員 5 人をもって組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、入札及び契約に関し公正な判断をすることができ、かつ、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任させることができる。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ委員に対し、会議の日時、場所及び議事書面により通知するものとする。ただし、緊急のためやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求めて意見を聴き、若しくは説明を求め、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局財政部契約課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月1日から実施する。
(仙台市の入札制度審議会設置要綱等の廃止)
- 2 次の要綱は、廃止する。
 - (1) 仙台市入札制度審議会設置要綱（平成5年12月3日市長決裁）
 - (2) 仙台市特定調達苦情検討委員会設置要綱（平成7年12月25日市長決裁）

附 則（平成19年3月30日改正）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日改正）

この改正は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 29 日改正）

この改正は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。